

議第26号

京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員給与条例等の一部を改正する条例

(京都市職員給与条例の一部改正)

第1条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項本文中「(清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条の2を削る。

第10条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条第1項本文中「、次条の規定によるほか」を削る。

第12条の2を削る。

第12条の3中「前2条」を「前条」に改め、同条を第12条の2とする。

第17条第3項中「、清掃職務給の月額」を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「清掃職務給の月額並びにこれら」を「これ」に改める。

第18条の2第1項中「第3条の2,」を削る。

第19条中「、清掃職務給の月額、これに対する地域手当の月額」を削る。

第20条第1項第1号中「(清掃職務給を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

第23条の2第1号中「又は京都市消防局職員厚生会」を削り、同条第5号中「生命保険料及び火災保険料」を「保険契約(保険法第2条第1号に規定する保険契約をいう。)に基づく保険料」に改める。

附則に次の8項を加える。

(特定の職務の級の切替え)

- 4 平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1の3の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が4級であったもの(別に定める者を除く。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、3級とする。

(特定の号給の切替え)

- 5 前項の規定により職務の級が切り替えられる職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き別表第1の3の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)のうち、切替日以後に別表第1の3の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、

別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以後に新たに別表第1の3の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第37号。以下「平成19年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されることとなる職員のうち、前3項の規定に該当するものについては、前3項の規定又は平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給料を支給しない。
- (1) 前3項の規定による給料の額が平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額以下となる職員 前3項の規定による給料
 - (2) 前3項の規定による給料の額が平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額を上回ることとなる職員 平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料
- 11 第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関する第10条第2項、第12条第1項、第17条第3項、同条第4項（第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第3の規定の適用については、第10条第2項、第12条第1項、第17条第3項、同条第4項及び別表第3中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」と、第18条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額及び当該額に第10条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。
- 別表第1の4備考以外の部分を次のように改める。

看 護 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,100	222,600	231,900	271,400	283,700	315,200	348,600
2	154,700	224,400	233,700	273,200	286,000	317,800	351,400
3	156,300	226,200	235,500	275,000	288,300	320,400	354,200
4	157,900	228,000	237,300	276,800	290,600	323,000	357,000
5	159,600	229,500	238,900	278,700	292,900	325,600	359,600
6	161,300	231,200	240,700	280,600	295,200	328,200	362,400
7	163,000	233,000	242,500	282,500	297,500	330,800	365,200
8	164,700	234,800	244,300	284,400	299,800	333,400	368,000
9	166,500	236,500	245,900	286,100	302,100	336,000	370,600
10	168,300	238,200	247,700	288,000	304,400	338,600	373,400
11	170,100	240,000	249,500	289,900	306,700	341,200	376,200
12	171,900	241,800	251,300	291,800	309,000	343,800	379,000
13	173,600	243,500	252,900	293,800	311,300	346,400	381,700
14	175,300	245,300	254,700	296,100	313,600	349,000	384,600
15	177,000	247,100	256,500	298,400	315,900	351,600	387,500
16	178,700	248,900	258,300	300,700	318,200	354,200	390,400
17	180,500	250,500	260,000	302,800	320,600	356,800	393,100
18	182,200	252,300	261,800	305,100	322,900	359,400	396,100
19	183,900	254,100	263,600	307,400	325,200	362,000	399,100
20	185,600	255,900	265,400	309,700	327,500	364,600	402,100
21	187,200	257,600	267,100	312,100	329,800	367,200	403,900
22	188,900	259,400	268,900	314,400	331,900	369,900	406,100
23	190,600	261,200	270,700	316,700	334,100	372,600	409,000
24	192,300	263,000	272,500	319,000	336,300	375,300	411,900
25	193,900	264,700	274,200	321,100	338,600	378,100	414,700
26	195,600	266,500	276,000	323,200	340,800	380,800	417,300
27	197,300	268,300	277,800	325,300	343,000	383,500	420,100
28	199,000	270,100	279,600	327,400	345,200	386,200	422,900
29	200,600	271,800	281,300	329,500	347,400	389,000	425,500
30	202,300	273,600	283,100	331,600	349,600	391,700	428,100
31	204,000	275,400	284,900	333,700	351,800	394,400	430,800
32	205,700	277,200	286,700	335,800	354,000	397,100	433,500
33	207,300	278,900	288,400	337,900	356,200	399,700	436,300
34	209,000	280,700	290,200	340,000	358,400	402,100	439,000
35	210,700	282,500	292,000	342,100	360,600	404,500	441,700
36	212,400	284,300	293,800	344,200	362,800	406,900	444,400

37	213,900	286,000	295,500	346,300	364,900	408,900	447,100
38	215,500	287,800	297,300	348,400	367,100	410,800	449,700
39	217,200	289,600	299,100	350,500	369,300	412,900	452,300
40	218,900	291,400	300,900	352,600	371,500	415,000	454,900
41	220,400	292,800	302,600	354,700	373,600	417,100	457,200
42	222,000	294,300	304,400	356,800	375,700	419,200	459,300
43	223,700	296,100	306,200	358,900	377,800	421,200	461,400
44	225,400	297,900	308,000	361,000	379,900	423,300	463,500
45	227,000	299,600	309,700	362,300	381,300	425,300	465,700
46	228,700	301,200	311,500	364,200	383,100	426,800	467,800
47	230,400	303,000	313,300	366,000	384,900	428,400	469,900
48	232,100	304,800	315,100	367,900	386,800	430,000	472,000
49	233,700	306,400	316,800	369,400	388,400	431,700	474,200
50	235,400	307,400	318,700	371,000	390,100	433,100	476,200
51	237,100	308,800	320,600	372,600	391,800	434,600	478,300
52	238,800	310,200	322,500	374,100	393,600	436,100	480,400
53	240,400	311,500	324,100	375,800	395,300	437,600	482,500
54	242,100	312,600	325,600	377,100	396,700	438,900	484,300
55	243,800	313,900	327,100	378,400	398,100	440,200	486,100
56	245,500	315,200	328,500	379,700	399,500	441,500	487,800
57	247,100	316,500	329,100	380,600	401,000	442,500	489,400
58	248,800	317,500	330,300	381,700	401,900	443,300	490,900
59	250,500	318,500	331,500	382,700	403,100	444,300	492,400
60	252,200	319,500	332,700	383,800	404,200	445,300	493,900
61	253,800	320,500	333,900	384,700	405,200	446,300	495,500
62	255,500	321,500	335,000	385,600	406,000	447,300	496,500
63	257,200	322,500	336,200	386,500	406,800	448,300	497,500
64	258,900	323,500	337,400	387,400	407,600	449,300	498,500
65	260,500	324,300	338,700	388,200	408,500	450,100	499,300
66	262,200	325,200	339,900	389,100	409,300	451,100	500,200
67	263,900	326,100	341,100	390,000	410,000	452,100	501,100
68	265,600	327,000	342,200	390,800	410,800	453,100	502,000
69	267,100	328,000	343,500	391,600	411,700	453,900	502,700
70	268,800	328,700	344,600	392,500	412,500	454,800	503,600
71	270,500	329,500	345,800	393,200	413,300	455,700	504,500
72	272,200	330,300	347,000	394,100	414,100	456,600	505,400
73	273,800	331,200	348,300	394,800	414,900	457,500	506,100
74	275,500	332,000	349,400	395,600	415,600	458,200	507,000
75	277,200	332,800	350,500	396,400	416,300	458,900	507,900
76	278,900	333,600	351,600	397,200	417,100	459,600	508,800
77	280,500	334,300	352,500	397,800	418,000	460,400	509,500

78	282,000	335,000	353,500	398,500	418,800	461,100	510,400
79	283,500	335,700	354,500	399,200	419,600	461,800	511,300
80	285,000	336,400	355,500	399,900	420,400	462,500	512,200
81	286,600	337,000	356,600	400,600	421,100	463,300	512,900
82	287,500	337,600	357,600	401,300	421,800	464,000	513,700
83	288,400	338,200	358,600	402,000	422,500	464,700	514,600
84	289,300	338,800	359,600	402,700	423,200	465,400	515,500
85	290,300	339,400	360,700	403,200	423,700	466,200	516,200
86	291,100	340,000	361,700	403,900	424,400	466,900	517,000
87	291,900	340,600	362,700	404,600	425,100	467,600	517,900
88	292,700	341,200	363,700	405,300	425,800	468,300	518,800
89	293,600	341,800	364,800	405,800	426,300	469,100	519,500
90	294,200	342,400	365,800	406,500	427,000	469,800	
91	294,800	343,000	366,800	407,200	427,700	470,500	
92	295,400	343,600	367,800	407,900	428,400	471,200	
93	296,100	344,200	368,900	408,400	428,900	472,000	
94	296,700	344,800	369,800	409,100	429,600	472,700	
95	297,300	345,400	370,800	409,800	430,300	473,400	
96	297,900	346,000	371,800	410,500	431,000	474,100	
97	298,400	346,500	372,500	411,000	431,500	474,900	
98	299,000	347,100	373,200	411,700	432,200		
99	299,600	347,700	373,800	412,400	432,900		
100	300,200	348,300	374,500	413,100	433,600		
101	300,600	348,800	375,700	413,600	434,100		
102	301,100	349,400	376,500	414,300	434,800		
103	301,600	350,000	377,300	415,000	435,500		
104	302,100	350,600	378,100	415,700	436,200		
105	302,400	351,000	378,900	416,200	436,700		
106		351,600	379,700	416,900			
107		352,200	380,400	417,600			
108		352,800	381,200	418,300			
109		353,200	381,700	418,800			
110		353,800	382,300	419,500			
111		354,400	382,900	420,100			
112		355,000	383,500	420,800			
113		355,400	384,000	421,100			
114		356,000	384,600	421,800			
115		356,600	385,200	422,500			
116		357,200	385,800	423,200			
117		357,600	386,300	423,700			
118		358,200	386,900				

119		358,800	387,500				
120		359,400	388,100				
121		359,800	388,600				
122		360,400	389,200				
123		361,000	389,800				
124		361,600	390,400				
125		362,000	390,900				
126		362,500	391,500				
127		363,000	392,100				
128		363,500	392,700				
129		363,800	393,200				
130			393,700				
131			394,200				
132			394,700				
133			395,200				
134			395,700				
135			396,200				
136			396,700				
137			397,000				
138			397,500				
139			398,000				
140			398,500				
141			398,800				
142			399,300				
143			399,800				
144			400,300				
145			400,600				
146			401,100				
147			401,600				
148			402,100				
149			402,400				

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

(京都市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則中第12項を削り，第13項を第12項とし，第14項を第13項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(清掃職務給の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの条例による改正前の京都市職員給与条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の2に規定する清掃職務給（以下「清掃職務給」という。）の支給を受けていた職員（この条例による改正前の京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第37号。以下「改正前の平成19年改正条例」という。）附則第12項の規定により清掃職務給の支給を受けていた職員を含む。）で、施行日の前日から引き続き、京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1の3の給料表の適用を受け、清掃職務給の支給対象であった業務に従事する職員については、改正前の条例第3条第5項、第3条の2、第10条第2項、第12条第1項、第12条の2、第12条の3、第17条第3項及び第4項（第18条第4項において準用する場合を含む。）、第19条、第20条並びに別表第2の規定は、平成27年3月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、当該職員に対し支給する清掃職務給の月額、なおその効力を有するものとされる改正前の条例別表第2の規定にかかわらず、同表に掲げる月額（施行日の前日において、改正前の平成19年改正条例附則第12項の規定により清掃職務給の支給を受けていた職員にあっては、2級に昇格するまでの間、同項に定める額）に、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 3分の2

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 3分の1

3 前項後段の規定にかかわらず、施行日以後に職務の級を異にして異動し

た職員の属する職務の級に応じた、なおその効力を有するものとされる改正前の条例別表第2に掲げる清掃職務給の月額が、施行日の前日において当該職員が支給を受けるべき清掃職務給の月額（以下「施行日前の月額」という。）を上回ることとなる場合は、当該異動の日以後に当該職員が支給を受けるべき前項の清掃職務給の月額は、施行日前の月額に、前項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(特定の職務の級の切替え)

- 4 平成25年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の条例別表第1の4の給料表の適用を受けていた職員のうち、同日において当該職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表の旧級の欄に掲げられている職務の級であったものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に掲げる職務の級とする。

(特定の号給の切替え)

- 5 切替日の前日において改正前の条例別表第1の4の給料表の適用を受けていた職員のうち、旧級が3級又は4級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）の給料月額と同額の号給とする。ただし、旧号給の給料月額と同額の号給がない場合は、旧号給の給料月額に直近の額の号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準じる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き給与条例別表第1の4の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、切替日以後に給与条例別表第1の4の給料表の適用を受け、又は受けたことがある職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以後に新たに給与条例別表第1の4の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第37号。以下「平成19年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されることとなる職員のうち、前3項の規定に該当するものについては、前3項の規定又は平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる給料を支給しない。
 - (1) 前3項の規定による給料の額が平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額以下となる職員 前3項の規定による給料
 - (2) 前3項の規定による給料の額が平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額を上回ることとなる職員 平成19年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料
- 11 第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に関するこ

の条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第2項、第12条第1項、第17条第3項、同条第4項（改正後の条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、同条第3項及び別表第3の規定の適用については、改正後の条例第10条第2項、第12条第1項、第17条第3項、同条第4項及び別表第3中「給料月額」とあるのは「給料月額と京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年 月 日京都市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。）附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額との合計額」と、改正後の条例第18条第3項中「合計額」とあるのは「合計額、平成25年改正条例附則第7項、第8項又は第9項の規定による給料の額及び当該額に第10条第2項に規定する割合を乗じて得た額の合計額」とする。

（その他の経過措置）

- 12 この附則において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（関係条例の一部改正）

- 13 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中「8級及び7級」を「7級及び6級」に改める。

- 14 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「から第12条の3まで」を「及び第12条の2」に改める。

（関係条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 前項の規定にかかわらず、第2項前段の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の条例第3条の2の規定により清掃職務給の支給を受けることとなる職員に係る京都市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による当該職員が部分休業をした場合における給与の減額については、なお従前の例による。

附則別表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級
8 級	7 級

提案理由

職員の給与を改定する等の必要があるので提案する。